

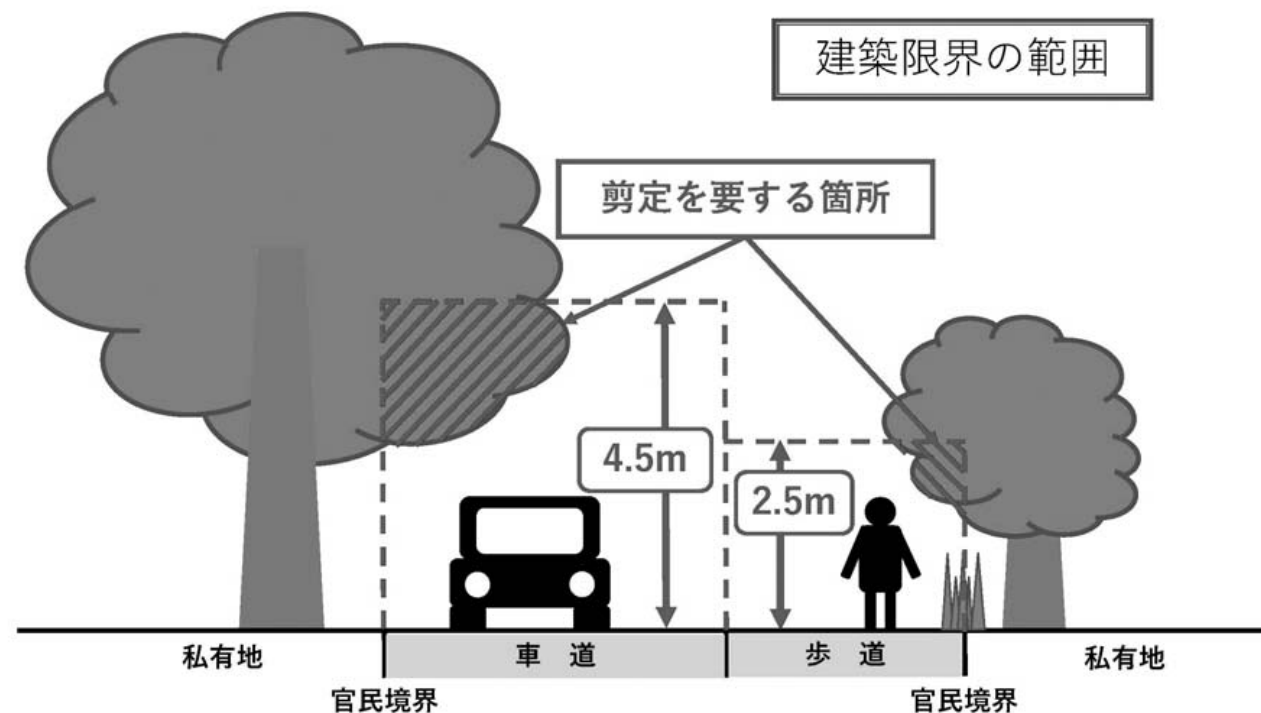
所有地から生える竹木等の管理のお願い

近年、個人所有地から道路等に張り出した枝木が、通行及び視界の妨げとなっており、危険であるといった通報が増えています。

個人所有地から生えている竹木や庭木はその土地の所有者に所有権があるため、道路等へ枝木が張り出している場合であっても、基本的には町で伐採する事ができません。

また、落枝や張り出した枝木に起因して事故等が起こった場合、所有者の方が責任を問われる場合があります。(※1：民法第717条、 ※2：道路法第43条)

以上の事から、竹木の所有者においては適正な管理・伐採等をお願いします。



建築限界の範囲

建築限界とは、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路に入ってはいけない空間のことです。車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が張り出していると建築限界を侵している可能性があります。

参 考

※1：民法第717条

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

※2：道路法第43条

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

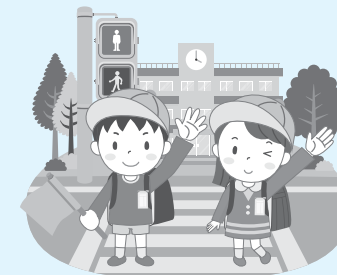
1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

【問合せ先】 町道について 茨城町道路建設課 ☎ 029-240-7115（直通）
県道について 茨城県水戸土木事務所 道路管理課
☎ 029-225-4061

小・中学生の通学中の安全確保に関するお願い

子どもたちの通学時の安全確保のため、保護者の方及び地域の皆様のご協力をお願いします。

- ・保護者の方は、子どもたちが自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底にご協力ください。
- ・自転車通学中の生徒や、徒歩通学中の児童・生徒がいる場合は、徐行にご協力ください。
- ・通学で児童・生徒が通る道路に接する土地所有者は、枝木等（ブロック塀を含む）の適切な管理にご協力ください。
- ・不審者を見かけた場合は、警察に通報や学校への連絡等にご協力ください。



【問合せ先】 学校教育課 施設グループ ☎ 029-240-7121（直通）

消費生活センター

強引な訪問購入に要注意 ～貴金属の買い取りが目的かも？～

「不用品を買い取る」と訪問して来た購入業者に、売るつもりがない宝石や貴金属を見せるよう迫られ、強引に安値で買い取られてしまう訪問購入（訪問買い取り）のトラブルが増加しています。物品の返還を求めても「紛失した」などと言われて戻らないことや、購入業者と連絡がつかなくなるなどの事例も発生しているため、注意が必要です。

事 例

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし自宅に来たのは若い男性で、洋服を渡した後も「貴金属はないか」としつこく居座られた。
仕方なく金のネックレスを見せると、洋服とネックレスの買い取り代として3万円を渡され、持ち帰られてしまった。



⚠️トラブルにあわないために

- ・購入業者が許可なく突然訪問して勧誘する行為は禁止されています。
禁止行為を行う業者は家に入れないようにしましょう。
- ・事前に承諾していない物品の買い取りを行おうとしたり、断った後もしつこく居座り、再勧誘したりする行為も禁止されています。
売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- ・売却する場合は**必ず契約書を受け取り、物品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先を確認**しましょう。
- ・訪問購入には**クーリング・オフ制度**があります。不安に感じたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）